

平成30年度介護保険料について

■平成30年度から保険料の基準額が変わります

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、保険財政の均衡が保たれるよう3年ごとに見直すこととされており、平成30年度から平成32年度に見込まれる介護サービス費用総額のうち、23%に相当する金額や第1号被保険者数等を勘案して基準額が算定されます。この基準額を基礎とし、市民税の課税状況等に応じて保険料段階が9段階に分かれています。

平成30年度 介護保険料

所得段階	区分	対象者	割合	年間保険料	
				30年度以降	29年度まで
第1段階	世帯全員が 市民税 非課税	●生活保護、老齢福祉年金受給者 ●前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.45	26,190円	25,650円
第2段階		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円超、120万円以下	基準額 ×0.75	43,650円	42,750円
第3段階		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 ×0.75	43,650円	42,750円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されている	●前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	52,380円	51,300円
第5段階		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円超	<u>基準額</u>	<u>58,200円</u>	<u>57,000円</u>
第6段階	本人が 市民税 課税	●前年の合計所得金額が 120万円未満	基準額 ×1.2	69,840円	68,400円
第7段階		●前年の合計所得金額が 120万円以上、 <u>200万円未満</u>	基準額 ×1.3	75,660円	74,100円
第8段階		●前年の合計所得金額が 200万円以上、 <u>300万円未満</u>	基準額 ×1.5	87,300円	85,500円
第9段階		●前年の合計所得金額が <u>300万円以上</u>	基準額 ×1.7	98,940円	96,900円

合計所得金額・ ・ 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年4月から合計所得金額から長期譲渡および短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金に係る雑所得を控除した額を用います。

課税年金収入額・ 公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※ 平成30年度の確定保険料額については、平成29年中の所得をもとに算定し、8月に通知します。

※ 4月・6月及び8月分の仮徴収保険料額には、今回の改正は反映していません。

詳しい内容や質問などございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先

市税務課 市民税係 TEL 23-1311 (内線1188)

